

日火連短信

令和3年3月30日第171号

〒106-0041
東京都港区麻布台2-3-22 一乗寺ビル3F
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
専務理事 大岩伸夫
TEL 03-5549-9041
FAX 03-5549-9042
URL <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

経済産業省より、緊急事態宣言解除後の感染防止対策のポイントについて案内がありました。会員各位への周知をお願い致します。

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会 見上会長 殿

大変お世話になっております。

経済産業省 鉱山・火薬類監理官付の中村です。

平素より、新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力くださりまして誠にありがとうございます。

3月21日をもって緊急事態が終了されましたが、緊急事態宣言解除後においても、これまでの経験を踏まえた感染対策の取組が重要となってきます。

今般、国民の皆様が飲食店を選ぶ際のポイント、各職場でぜひ取り組んでいただきたいポイント等を、別添1のとおりとりまとめましたので、ご活用いただき、感染予防対策にご協力お願いいたします。

また、令和3年2月4日の事務連絡において、「飲食の場における新型コロナウイルス感染症対策防止宣言～5つのポイント～」及び「職場における新型コロナウイルス感染症対策防止宣言～5つのポイント～」をご活用いただき、5つのポイントを遵守していることが確認できた場合には、対策の実施店舗や企業 web ページ等に掲載する形で社内外へ周知いただくようお願いいたしました。

今回、別添2、3のとおり5つのポイントのチェックリストについて、フォーマットを見直しましたので、改めて飲食店や職場における感染防止のための取組を勧奨するようにしてください。

最後に、年度の初めにあたり研修の機会が多くなります。

人の移動、飲食の場面が多く想定されることから、別添4のとおり留意事項をとりまとめました。

研修を実施する際には、留意事項をご参照いただき、オンラインによる研修の検討、業種別ガイドラインの遵守徹底、研修時期の見直し、研修時の懇親会等の自粛など、必要な感染防止策の実施を御検討いただくようお願いいたします。

《添付資料》

【別添1】飲食の場面及び職場におけるコロナ感染症対策のお知らせ

【別添2】飲食の場面における新型コロナウイルス感染症対策防止宣言

【別添3】職場における新型コロナウイルス感染症対策防止宣言

【別添4】年度当初の研修での留意事項について

《参考》

令和3年2月4日事務連絡：緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210204.pdf

=====

経済産業省 産業保安グループ
 鉱山・火薬類監理官付 企画調整係
 中村 竜也

E-mail: nakamura-tatsuya@meti.go.jp<<mailto:nakamura-tatsuya@meti.go.jp>>

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

Tel 03-3501-1870 Fax 03-3501-6565

03-3501-1512

(電話案内の後 18-32225)

=====